

平成24年(ヨ)第54号 給電停止措置禁止仮処分命令申立事件

決 定

神奈川県小田原市本町二丁目1番34号

債 権 者 野 田 順 一

東京都千代田区内幸町一丁目1番3号

債 務 者 東 京 電 力 株 式 会 社

同 代 表 者 代 表 執 行 役 廣 瀬 直 己

同 代 理 人 弁 護 士 亀 山 晴 信

主 文

- 1 本件申立てを却下する。
- 2 申立費用は債権者の負担とする。

理 由

第1 申立ての趣旨

債務者は、別紙「電気需給契約目録」記載の債権者への電気の供給を停止してはならない。

第2 事案の概要等

1 争いのない事実等

- (1) 債権者は、神奈川県小田原市内に居住し、一般電気事業者である債務者との間で、約10年位前から、別紙「電気需給契約目録」記載の電気需給契約を締結している者であり、平成24年6月分までの電気料金を支払ってきた。
- (2) 平成23年3月11日に発生したいわゆる東北地方太平洋沖地震に伴う津波に起因して、債務者が設置・運転する福島第一原子力発電所において、放射性物質の外部への放出という重大な事故（以下「本件事故」という。）が発生した。
- (3) 債権者に係る平成24年7月分の電気料金は7985円（支払期限は同年8月13日、疎甲1）、同年8月分の電気料金は1万0406円（支払期限

は同年9月13日、疎甲3)であったところ、債権者は、債務者に対し、本件事故により精神的苦痛を受けたことから、少なくとも20万円の損害賠償(慰謝料)債権(以下「本件損害賠償債権」という。)を有するなどとして、同年7月27日に本件損害賠償債権と同年7月分の電気料金債務を、同年8月27日に本件損害賠償債権と同年8月分の電気料金債務(以下、同年7月分の電気料金債務と併せて「本件電気料金債務」という。)を、それぞれ対当額で相殺する旨の意思表示(以下「本件相殺の意思表示」という。)をした。

(4) 債務者は、同年10月2日付けで、債権者に対し、同年10月9日までに本件電気料金債務を支払わない場合には、翌日以降、電気の供給を停止する旨及び債権者の本件損害賠償債権の主張には理由がなく、本件相殺の意思表示に効力を認めることはできない旨通知した。

(5) 電気事業法18条は、一般電気事業者は、正当な理由がなければ、その供給区域における一般の需要に応ずる電気の供給を拒んではならない旨規定している。また、債務者の電気供給約款(疎甲6、疎乙7)の「36 供給の停止」(2)イは、「お客さまが料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合」、同ロは、「お客さまが他の需給契約(既に消滅しているものを含みます。)の料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合」、債務者は、電気の供給を停止することがある旨規定している。

## 2 争点及び当事者の主張

本件の主たる争点は、債権者の債務者に対する電気の供給を受ける権利の存否及び保全の必要性である。

### (1) 債権者の主張

ア 自働債権の発生原因である事実について法的紛争が生じている場合、その法律判断は、本来、本案裁判所に委ねるのが社会的ルールであり、その観点からすれば、自働債権の存否は、本件手続における審理の対象ではな

いというべきである。証人尋問の許されない本件手続において、債権者に自働債権の存否の立証を要求することは、債権者に難きを強いる結果となり、裁判を受ける権利（憲法32条）を不当に奪うものである。

イ 債権者は、本件事故により、①放射性物質の飛散、垂れ流しによる外部被ばく・内部被ばくの恐怖に晒され、②食品類の入手・摂取に関する内部被ばくの危険性の考慮を余儀なくされ、③飛散した放射能により住環境が悪化し、④膨大な量の放射能が放出されかねないことによる将来への深刻な不安と恐怖心を受けるなど、生存を脅かされるような不安と恐怖を受けたから、債務者に対し、原子力損害の賠償に関する法律3条に基づき、少なくとも20万円の本件損害賠償債権を有する。そして、債権者は、本件電気料金債務について本件相殺の意思表示をしたから、本件電気料金債務は消滅した。

ウ 仮に、本件相殺の意思表示の効力が認められないとしても、相殺権を行使した者と債務者との間に法的紛争が生じている場合にあっては、一般的な不払いとは明らかに異なり、債務者が電気事業法18条にいう「正当な理由」があると一方的に決めつけて送電を停止することは、電気事業法の立法精神に違反するというべきである。

エ 以上のとおり、本件においては電気事業法18条の「正当な理由」は存せず、債権者は、債務者に対し、電気供給契約に基づき、電気の供給を受ける権利を有する。それにもかかわらず、債務者は、債権者に対し、送電の停止を予告しており、債権者はいつ送電停止を受けるかもしれない緊急性を有する状況にあるから、保全の必要性がある。

## (2) 債務者の主張

ア 債権者の居住地は、原子力損害の賠償に関する法律に基づき組織された原子力損害賠償紛争審査会から示された平成23年8月5日付け中間指針により「原子力損害」と認められる「精神的損害」が認められる範囲には

該当しない。また、債権者が主張する前記(1)イ①ないし④は、経済産業省資源エネルギー庁がホームページで提供しているデータを踏まえると、実証性のないもので、むしろ、小田原市が実施した放射線測定の放射線数値は、健康被害を生ずるものではなく、公衆被ばく線量限度も大きく下回っている。そうすると、債権者が主張する本件損害賠償債権の発生は認められないから、本件相殺の意思表示も効力を有しない。

イ 本件相殺の意思表示が効力を有しない以上、債権者の債務者に対する本件電気料金債務は消滅していないから、債権者に対する送電停止は、電気供給約款「3.6 供給の停止」(2)イ及びロに基づくものとして電気事業法18条の「正当な理由」がある。

保全の必要性については、争う。

### 第3 当裁判所の判断

1 電気供給約款「3.6 供給の停止」(2)イ及びロによれば、電気の供給を受ける者が支払期日をさらに20日経過しても電気料金を支払わない場合には、債務者は電気の供給を停止することができ、これは、電気事業法18条の「正当な理由」に該当する。そして、債権者は、本件相殺の意思表示により本件電気料金債務は消滅した旨主張するのに対し、債務者は、本件損害賠償債権の存在を否認して本件相殺の意思表示の効力を争う旨主張しているのであるから、本件において、被保全権利である債権者の債務者に対する電気の供給を受ける権利が認められるか否かは、本件損害賠償債権が認められるか否かにかかっており、これを有利に主張する債権者において同債権の発生原因事実を主張・疎明する必要がある。

これに対し、債権者は、前記第2の2(1)アのとおり主張するが、独自の見解というほかなく、採用の限りでない。

2 そこで検討するに、債権者は、前記第2の2(1)イのとおり主張して、本件損害賠償債権を有している旨主張する。

しかしながら、損害賠償（慰謝料）債権の発生原因事実となる精神的苦痛とは、放射性物質の放出等による一般的・抽象的な不安感、危惧感等では足りず、放射性物質の放出・被ばく等によって社会的に受忍し得ない程度に健康被害や生活被害を被るなど、個別的・具体的な精神的苦痛を被ったといえるものであることが必要であると解すべきところ、神奈川県小田原市に居住する債権者について上記のような被害・精神的苦痛を被ったことについて何ら主張・疎明されておらず、かえって、疎乙6、10ないし12によれば、神奈川県小田原市が実施した放射線量の測定結果からは、同市内における放射線量が公衆被ばく線量限度を大きく下回っており、何ら健康被害を生ずるものではないことが一応認められるのであるから、本件損害賠償債権を認めることはできない。

- 3 そうすると、債権者による本件相殺の意思表示の効力は認められず、債権者の債務者に対する本件電気料金債務は支払期日をさらに20日経過しても支払われていないことになり、債務者の送電停止措置には電気事業法18条の「正当な理由」があることになる。したがって、被保全権利に関する債権者の主張は、理由がない。

なお、債権者は、前記第2の2(1)ウのとおり主張するが、債権者が数ある債務消滅原因の中から敢えて相殺という手段を選択した以上、それが保全手続や訴訟手続において認められないリスクは債権者が当然甘受すべきであるから、債権者の上記主張は、到底採用できない。

- 4 以上によれば、債権者の本件申立ては、その余の点について判断するまでもなく理由がないから、これを却下することとして、主文のとおり決定する。

平成24年11月21日

横浜地方裁判所小田原支部民事部

裁判官 大 川 恭 平

(別紙)

## 電気需給契約目録

需要場所：神奈川県小田原市本町二丁目 ●●●●●● ●●●●●●●●●●

利用者の氏名住所：神奈川県小田原市本町二丁目 1 番 3 4 号

野田 順一

お客さま番号：●●●●●●-●●●●●●-●-●●

契約種別：低圧電力

契約電流：● k w

以上

これは正本である。

平成24年11月21日

横浜地方裁判所小田原支部民事部

裁判所書記官 柏 木

